

「ニセコ町景観条例の一部を改正する条例」(案)等についての意見募集結果

番号	意見		意見に対する町の考え方
	ご意見の箇所 (条数)	内容・理由・根拠	
1	改正後 ニセコ町景観条例 施行規則 (関係住民等) 第3条(4)	<p>開発事業予定地の属する景観協定 コミュニティ協定を締結した区域内の町民、とありますがどういう意味でしょうか？</p> <p>そもそも町内で協定を結んでいる地域は片手に余るくらいではないですか？これは明らかに話し合いに参加する住民の数を減らす結果になり町が主張する「町民参加」を阻害するものと考えます。</p> <p>「関連する地域住民」に変更をお願いします。</p> <p>そこに居住していなくても、関連があつて意識があれば参加できる環境が必要です。専門知識や解決案を提示できるのは現地居住者に限らないはずで、むしろ居住者に限ると、具体案に欠ける情緒的意見しか出せず 事業者との話し合いが混沌となる結果に終わる確率が高くなると思います。</p> <p>一般町民が話し合いの表に出ることを真に望むのであれば、参加住民の定義を広く保つべきと考えます。再考を希望いたします。</p>	<p>ニセコ町景観条例施行規則の(関係住民等)第3条(1)～(3)はそのまま残ります。その上での(4)の追加です。</p> <p>(1) 開発事業予定敷地に隣接する土地及び建築物の所有者並びに占有者</p> <p>(2) 開発事業予定敷地の属する自治会の町民</p> <p>(3) 開発事業予定敷地の属する自治会と隣接し、開発事業の影響が懸念されると町長が認めた自治会の町民</p> <p>また、施行規則の第20条の2を追加しています。</p> <p>(事前意見交換会)</p> <p>第20条の2 略</p> <p>2 略</p> <p>3 町長は、事前意見交換会の開催に当たって、町職員を立ち合わせることができる。</p> <p>4 町長が必要と認めるときは、事前意見交換会に開発事業者及び関係住民等以外の者の出席を求めることができる。</p> <p>5 略</p>

			基本構想段階で行う事前意見交換会は、建物規模などが決まっていない段階での意見交換会なので、周辺に住んでいる方と意見交換をしていただいて、住んでいるからこそわかる情報や大切にしていることを伝える場にしてほしいと考え、このような改正内容としました。
2	改正後 景観条例第6条2 …住民説明会が行われる場合、当該事業における責任者の出席させなければならない。	これまで、あいまいだった責任者の出席義務付けが明記されたことを評価する。 【理由・根拠】 これまでの説明会で、参加した住民が繰り返し、要求してようやく開発事業責任者が出席することが多く見られたが、義務付けによって説明会の内容が充実する。	
3	改正後 景観条例第28条の2 …事前意見交換会を開催しなければならない。 3, 4, 5	現行の「公開に努める」との努力義務から「意見交換会」の「開催を義務付ける」ことを大いに評価する。審議会での審議もありうることの明記も評価する。 【理由・根拠】 前改正の構想段階で「公開の努力」は前進ではあったが、実効性には不安があった。今回の「意見交換会の義務付け」や「審議会」開催によって、よりよい成果がうまれることが期待できる。	
4	現行 景観条例第28条	本項目の「規則に定めるもの」の規則に列挙されている事業場に「宿泊業」を加える。	地域の景観に著しく影響を与える場合を想定して、現行の景観条例で協議対象を規定しています。それ以下の

	<p>(3) 環境および景観に影響を及ぼす恐れのある工場及び事業場（「指定事業場」）で規則に定めるもの</p>	<p>【理由・根拠】</p> <p>28条（1）景観条例の適用対象となる建築は「高さが10メートルを超え、又は延べ面積が1,000平方メートルを超える」とあるが、それ以下の開発案件でも周辺住民生活環境や地域の景観が著しく影響を受ける場合がある。</p> <p>市街地で複数の宿泊施設の事業が始まっているが、条例を適用し、説明会を義務付ける必要がある。</p>	<p>開発案件は、受忍の限度を超える景観への影響を受けるものとは想定しておりません。</p> <p>協議対象に「宿泊業」を加えることは、不特定多数の出入りがある業態をすべて規制せざるをえない可能性もあり、今後綿密な検討を要する事項と考えます。</p>
5		<p>建築確認許可業務が民間の資格会社（指定確認検査機関）に開放され、町も近接町民も開発計画を把握できずに進行してしまうことがある。何らかの方策で、情報の入手と景観条例や建築ガイドラインを遵守させることが必要ではないか。</p>	<p>民間の資格会社に建築確認申請が出される場合でも、景観条例の対象となり、事業者は景観条例の手続きを取る必要があります。景観条例の協議対象となっているにも関わらず、町が開発計画を把握できずに進行してしまう事例はありません。</p> <p>今後も引き続き、町のホームページなどで、ニセコ町で建築する場合の景観条例や建築ガイドラインの周知に努めていくようにします。また、民間の資格会社にニセコ町の景観条例や建築ガイドラインを周知するなど、町への事前相談を啓発します。</p>
6	<p>現行景観条例第40条</p>	<p>掲示する文字や文章への規制も必要ではないか。</p> <p>特に性的な印象を与える文言に対する規制を検討すべき。他にも過度な暴力的な表現や、差別的な表現を制限する必要がある。</p>	<p>景観条例第40条は、屋外広告物の協議について規定している条項であるため、ご意見を踏まえて、表現内容については、景観条例施行規則第33条の屋外広告物の審査基準について下記を追加するようにします。</p>

		<p>【理由・根拠】</p> <p>世界的リゾートとしての自覚と責任を持ち、モラルと節度を持った広告掲示を設定すべきだから。</p> <p>曾我で開店した物件は、お店の「ロゴのようなもの」ということで許可されたということですが、ロゴであれば差別的でもいいのかということになり、今後も議論を生む事象が発生しうるため。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広告物等の表示内容が法令及び公序良俗に反しないこと ・ 公衆に対して不快の念を与えないこと
7	町建築ガイドラインの川北地区における照度について	<p>人間のみならず、他の動植物に対する影響も考慮し、営業時間以外などの制限を要望する。</p> <p>【理由・根拠】</p> <p>当該物件は必要な場所のみ最小限の明るさとは考えにくい。数値化を厳格に行い、明瞭にするべきである。曖昧な文章は、段階的にエスカレートする可能性があるため。</p>	このたびのご意見は、建築ガイドラインの見直しの際の検討課題とさせていただきます。
8	現行景観条例第43条	<p>事前景観調査について</p> <p>曾我の物件において、十分になされたと考えられない。万が一、その機能をコミュニティ協定に頼るべきというのであれば、条例の意味をなさない。解釈に任せるのではなく、強い条文にするべきだ。</p> <p>【理由・根拠】</p> <p>当該物件の、現状の照度、文言が十分に協議されたと考えにくい。</p>	<p>景観条例第43条は、屋外広告物の審査結果を受けて、助言又は指導について規定している条項です。</p> <p>「美しい景観づくりのため、必要があると認められるときは、関係機関と協議のうえ、広告物等表示者及び広告物等を管理する者に対し、必要な措置を講ずるよう助言し、又は指導することができる」と規定しているため、現行のままでも対応が可能と考えます。</p> <p>照度については、今後の検討課題とします。</p>